

2017年度  
関西学院大学ロースクール  
C日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《9:30～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【憲法問題】

次の文章を読んで、[設問1] から [設問3] までに答えなさい。

Aらは、B株式会社の従業員で組織するC労働組合の役員である。C労働組合は、来たるべき市議会議員選挙を前にして、かねてより支持協力関係にある政党Dの公認を得て立候補を予定している3名について、これを推薦して支援することを組合の機関で決定した。

Eは、B株式会社の従業員であり、C労働組合の組合員である。Eは、市民団体の要請を受けて上記市議会議員選挙に立候補することを考えて、周囲の組合員にもそのことを話して支持を訴えかけていた。

このことを知ったAらは、Eに対して、C労働組合は組合として政党Dの3名を推薦することを正式に決定しており、Eの動きはこの組合の方針に反するものであるから立候補を断念するようにと繰り返し働きかけた。しかし、Eは、この働きかけを受け入れず、市議会議員選挙に立候補することとなった。

これに対して、Aらは、Eの立候補は組合の決定に反する組合規約違反の行為であるとして、Eの組合員としての資格を停止することをC労働組合の機関に提案し、同組合の統制委員会は、Eに対して、組合員としての資格停止1年の処分を決定した。

[設問1]

労働組合が、特定の政党またはその候補者を支持、支援することは憲法上認められるか。

[設問2]

労働組合の役員が、Eに対して立候補を取りやめるように繰り返し働きかけることは憲法上許されるか。

[設問3]

労働組合が、その方針に反することを理由に、立候補したEの組合員としての資格を停止する決定を行うことは憲法上許されるか。



**【出題趣旨】**

憲法 28 条によって保障されている労働組合の活動の範囲、そしてその統制権の限界を問う問題である。労働組合の「目的」については、労働組合法 2 条の柱書きが定めるが、その範囲が広いこと、しかし限界が存することについて、三井美唄事件判決 [百選 149] (さらには国労広島地本判決 [百選 150]) といった最高裁の判例が理解されておれば容易に答えられる問題である。

**【解説・講評】**

出題趣旨であげた判例が理解されておれば容易に解答できる問題であったが、その基本さえ理解できていない解答が目立った。とりわけ、労働基本権によって保障されている労働組合がどのような法的位置にあるのかのついてさえ認識されていないと思われる解答が多かった。

問題は、労働組合の構成員(組合員)の立候補の自由との関係で、労働組合という組織・団体の目的から導かれる活動範囲(問①)および統制権の限界(問②③)を問うものであり、判例は、問①については政治活動を含みきわめて広く、その結果として問②についてもこれを認容しているが、これに統制権を及ぼすことは否定している。論じるにあたっては、この判例の立場が出発点となる。